

## 岡山市チームオレンジ等登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 認知症になっても本人の意思が尊重され、地域で希望を持って安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人及びその家族の支援ニーズを把握し、共生の地域づくりに寄与する岡山市チームオレンジ等の登録制度については、この要綱に定めるもののほか、認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日付け老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知別添をいう。以下同じ。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座（認知症サポーター等養成事業実施要綱の3（2）に規定する認知症サポーター養成事業の講座をいう。）を受講した者をいう。
- (2) 認知症地域支援推進員 地域支援事業実施要綱別記3の3（2）アに規定する認知症地域支援推進員をいう。
- (3) チームオレンジ 地域支援事業実施要綱別記3の3（3）アに規定する目的を踏まえて整備する仕組みをいう。
- (4) チームオレンジコーディネーター 地域支援事業実施要綱別記3の3（3）ウに規定するチームオレンジコーディネーターをいう。
- (5) ステップアップ講座 認知症サポーター等養成事業実施要綱の3（3）に規定するステップアップ講座をいう。

(実施主体)

第3条 本登録制度の実施主体は岡山市とする。ただし、市長は、本登録制度に係る業務の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができるものとする。

(岡山市チームオレンジの登録要件)

第4条 市長は、チームオレンジの実現に資する活動を行う団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものを岡山市チームオレンジとして登録するものとする。

- (1) 本市に活動の拠点があること。
- (2) 認知症の人が参加している又は参加できるよう努めていること。
- (3) 認知症サポーターであって、ステップアップ講座を受講済み又は受講予定であるものの1名を含む2名以上で組織されていること。
- (4) 認知症地域支援推進員及びチームオレンジコーディネーターと連携を図り、活動できること。

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、岡山市チームオレンジの登録の対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とした活動を行う団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 役員等が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団員等」という。）である団体

(岡山市チームオレンジの申請)

第6条 第4条に規定する岡山市チームオレンジの登録を受けようとする団体は、岡山市チームオレンジ登録申請書兼変更届(様式第1号。以下「チームオレンジ登録申請書兼変更届」という。)を市長へ提出するものとする。

(岡山市チームオレンジの登録)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、同項の申請をした団体を岡山市チームオレンジとして登録することが適当であると認めるときは、その登録をするものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録をした団体に対し、岡山市チームオレンジ登録証(様式第2号)を交付するものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、同項の申請をした団体を岡山市チームオレンジとして登録することが適当でないとき、当該団体に対し、岡山市チームオレンジ登録申請却下通知書(様式第3号)によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(登録チームの活動内容等)

第8条 前条第2項の規定により岡山市チームオレンジとして登録された団体(以下「登録チーム」という。)の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症の人又はその家族等の社会参加や居場所づくり

(2) 認知症の人に対する見守りを含めた個別支援

(3) 地域での認知症に関する普及啓発

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がふさわしいと認める活動

2 登録チームは、市長の求めに応じ、活動の報告に協力するものとする。

(登録チームの留意事項)

第9条 登録チームは、前条第1項の活動の中で知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）その他の秘密について漏らしてはならない。当該活動を終了した後もまた同様とする。

2 登録チームは、前条第1項の活動に当たり事故の防止等安全な運営に努め、活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応しなければならない。

（登録チームの申請事項の変更及び登録取消し）

第10条 登録チームは、第6条の規定により申請した事項に変更があったときは、チームオレンジ登録申請書兼変更届を市長に提出するものとする。

2 登録チームは、登録の取消しを求めるときは、岡山市チームオレンジ登録取消届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録チームが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、市長は、当該団体の登録を取り消すことができるものとする。

（1）第4条各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

（2）第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（3）継続的な活動が認められないとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

4 市長は、第2項の規定による提出があったとき又は前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しをした団体に対し岡山市チームオレンジ登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（岡山市認知症フレンドリー企業・団体登録要件）

第11条 市長は、認知症に関する正しい知識を有する者により構成される法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものを岡山市認知症フレンドリー企業・団体として登録するものとする。

（1）本市に活動の拠点があること。

- (2) 認知症サポーターであって、ステップアップ講座を受講済み又は受講予定であるものの1名を含む2名以上で組織されていること。
- (3) 認知症地域支援推進員及びチームオレンジコーディネーターと連携を図り、活動できること。
- (4) 従業員等に認知症サポーター養成講座を受講するよう勧奨すること。

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、岡山市認知症フレンドリー企業・団体の登録の対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とした活動を行う団体等
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等
- (3) 暴力団
- (4) 役員等が暴力団員等である団体等

(岡山市認知症フレンドリー企業・団体の申請)

第13条 第11条に規定する岡山市認知症フレンドリー企業・団体の登録を受けようとする団体等は、岡山市認知症フレンドリー企業・団体登録申請書兼変更届（様式第6号。以下「認知症フレンドリー企業・団体登録申請書兼変更届」という。）を市長へ提出するものとする。

(岡山市認知症フレンドリー企業・団体の登録)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、同項の申請をした団体等を岡山市認知症フレンドリー企業・団体として登録することが適当であると認めるときは、その登録をするものとする。

- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録をした団体等に対し、岡山市認知症フレンドリー企業・団体登録通知書（様式第7号）を交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の審査の結果、同項の申請をした団体等を岡山市認知症フレンドリー企業・団体として登録することが適当でない認めるときは、当該団体等に対し、岡山市認知症フレンドリー企業・団体登録申請却下通知書（様式第8号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（登録団体の申請事項の変更及び登録取消し）

第15条 前条第2項の規定により岡山市認知症フレンドリー企業・団体として登録された団体等（以下「登録団体」という。）は、第13条の規定により申請した事項に変更があったときは、認知症フレンドリー企業・団体登録申請書兼変更届を市長に提出するものとする。

2 登録団体は、登録の取消しを求めるときは、岡山市認知症フレンドリー企業・団体登録取消届（様式第9号）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、市長は、当該団体の登録を取り消すことができるものとする。

（1）第11条各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

（2）第12条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（3）継続的な活動が認められないとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

4 市長は、第2項の規定による提出があったとき又は前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しをした団体等に対し、岡山市認知症フレンドリー企業・団体登録取消通知書（様式第10号）により通知するものとする

（岡山市おれんじパルの登録）

第16条 市長は、ステップアップ講座を受講した者に岡山市おれんじパル（岡山市チームオレンジの活動に参画し、又は認知症の人及びその家族の声を踏まえた地域づくりに資する啓発活動若しくはネットワーク活動の実践に自主的に取り組む人材をいう。以下同じ。）としての登録の希望の有無を確認し、当該者が登録を希望する場合は岡山市ステップアップ講座修了者（おれんじパル）登録カード（様式第11号。以下「登録カード」という。）に記載させるものとする。

2 岡山市おれんじパルとしての登録を希望する者は、市長が必要があると認めるときに、登録カードに記載した情報を認知症の人及びその家族、登録チーム、登録団体その他当該活動の関係者に提供することについて同意するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録カードに記載した者であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものを岡山市おれんじパルとして登録するものとする。

(1) 本市に住所を有し、又は活動の拠点がある者

(2) 認知症地域支援推進員及びチームオレンジコーディネーターと連携を図り、活動できる者

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録をした者に対し、岡山市おれんじパル登録証（様式第12号）を交付するものとする。

(登録団体及び登録人材の活動内容等及び留意事項)

第17条 登録団体及び前条第3項の規定により岡山市おれんじパルとして登録された者（以下「登録人材」という。）の活動内容等及び留意事項については第8条及び第9条の規定を準用するものとする。

(登録人材の登録取消し)

第18条 市長は、登録人材の岡山市おれんじパルとしての登録を維持することが不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本登録制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、岡山市認知症サポートリーダー養成講座（岡山市が認知症の人及びその家族に向けた適切なサポート又は認知症の人及びその家族の声を踏まえた地域づくりに資する啓発活動若しくはネットワーク活動の実践に自主的に取り組む人材を養成するために実施する講座をいう。）を受講した者は、第2条第5号に規定するステップアップ講座を受講したものとみなす。